



福訪協発第 436 号
令和 6 年 5 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局地域医療計画課、老健局認知症施策・地域介護推進課及び同局老人保健課より日本医師会並びに福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課を通じて別添のとおり連絡がありました。

本件は、警察庁交通局交通規制課長より厚生労働省への依頼を受けたものであり、訪問診療や訪問看護等（以下「訪問診療等」）に使用する車両に係る駐車許可について、

- ・「訪問診療等」には、訪問介護等の用務の車両も含まれていること
- ・緊急やむを得ない場合の申請

といった対応等に関して、周知が不足している点も見受けられるとして更なる協力依頼をするものです。別紙「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内」をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、

- 1) 本制度の申請窓口は、駐車しようとする駐車禁止場所を管轄する警察署の交通課となっております。
- 2) 緊急往診等に係る駐車禁止除外指定車標章の交付申請とは制度が異なりますのでご注意ください。

(福岡県警察駐車許可の申請手続きについて)

https://www.police.pref.fukuoka.jp/kotsu/kotsukisei/kyoka/tyuusya_kyoka.html



公印省略

6 高ヶ推第 2 2 7 号
令和 6 年 4 月 1 7 日

公益社団法人福岡県医師会 会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(高齢者地域包括ケア推進課)

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について (依頼)

県行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別紙のとおり厚生労働省医政局地域医療計画課、老健局認知症施策・地域介護推進課及び老健局老人保健課から関係機関団体に対する周知依頼がありましたので、別紙「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内」を御確認いただき、貴会関係者に周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細に関しましては福岡県警察本部のホームページ (以下、URL 又は二次元コード) を御確認いただくとともに、個別の申請につきましては、管轄する警察署までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

(福岡県警察 駐車許可の申請手続きについて)

https://www.police.pref.fukuoka.jp/kotsu/kotsukisei/kyoka/tyuusya_kyoka.html



福岡県警察 HP

【二次元コード】

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 2 7 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中
介護保険主管部（局）

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますようお願い申し上げます。

令和 6 年 4 月 1 1 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 江 澤 和 彦

（公印省略）

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課、老健局認知症施策・地域介護推進課及び同局老人保健課より本会に対し、標記の依頼がありました。

本件は、警察庁交通局交通規制課長より厚生労働省への依頼を受けたものであり、訪問診療や訪問看護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両に係る駐車許可について、

- ・「訪問診療等」には、訪問介護等の用務の車両も含まれていること
- ・緊急やむを得ない場合の申請

といった対応等に関して、周知が不足している点も見受けられるとして更なる協力依頼をするものであります。別紙「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内」をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 3 日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、内容について御了知いただくとともに、貴会会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月 22 日

警察庁丁規発第 38 号

厚生労働省医政局地域医療計画課長

厚生労働省老健局老人保健課長 殿

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

警察庁交通局交通規制課長

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

訪問診療や訪問看護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、警察署長の駐車許可を受けることが可能となっており、都道府県警察においては、訪問診療等の業務の実情に鑑み、許可事務の簡素合理化を図り、申請者の負担軽減に努めているところです。

ついては、本件について、

- ・ 「訪問診療等」には、訪問介護等の用務の車両も含まれていること
- ・ 緊急やむを得ない場合の申請

といった対応等に関して、周知不足している点も見受けられることから、更なる周知を行うため、別紙「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内」により、貴課関係の医療・介護関係機関団体に対する周知への御協力をお願いいたします。

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内

駐車許可の対象車両については、

- ・ 医師や看護師等の医療関係従事者が訪問診療や訪問看護等に使用する車両
- ・ 訪問介護や訪問入浴介護、訪問リハビリテーション等に使用する車両
- ・ その他上記車両と同様に扱うべき車両

としており、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、訪問診療等の社会的な重要性が増加している実情等に鑑み、申請書類等についても手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めております。

緊急やむを得ない場合等の申請等、詳細については、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問合せください。

※ 訪問入浴介護の従事車両は、車両の使用形態によっては、駐車許可ではなく、道路使用許可による対応となる場合があるので、管轄する都道府県警察本部又は警察署へお問い合わせください。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。